神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例

平成17年12月27日
条例第105号

改正　平成21年３月27日条例第15号　平成26年３月25日条例第７号
平成28年３月25日条例第16号　平成31年３月22日条例第18号

神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例をここに公布する。

神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例

（趣旨）

第１条　この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第13条第２項の規定に基づき、県が依頼を受けて行う産業廃棄物の処分に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の徴収）

第２条　知事は、産業廃棄物の処分を依頼した者から、別表左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額の手数料を産業廃棄物の処分後に徴収する。

（手数料の減免）

第３条　前条の規定にかかわらず、知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

（手数料の不還付）

第４条　既に納付された手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第６条　詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円）以下の過料に処する。

附　則

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成*18*年３月規則第*19*号で、同*18*年４月１日から施行）

附　則（平成21年３月27日条例第15号）

１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に搬入された産業廃棄物の処分に係る手数料については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成26年３月25日条例第７号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。（後略）

（産業廃棄物の処分に係る手数料に関する経過措置）

６　施行日前に搬入された産業廃棄物の処分に係る手数料については、第16条の規定による改正後の神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例に

よる。

附　則（平成28年３月25日条例第16号）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の日前に搬入された産業廃棄物の処分に係る手数料については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成31年３月22日条例第18号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成31年10月１日から施行する。（後略）

（産業廃棄物の処分に係る手数料に関する経過措置）

8　施行日前に搬入された産業廃棄物の処分に係る手数料については、第17条の規定による改正後の神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第２条関係）

種別	金額
1　燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したものの処分	10キログラムにつき 262円
2　石綿含有産業廃棄物の処分	10キログラムにつき 316円
3　廃石膏（こう）ボードである産業廃棄物の処分（前項に定める産業廃棄物の処分を除く。）	10キログラムにつき 262円
4　ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類の処分（前２項に定める産業廃棄物の処分を除く。）	10キログラムにつき 195円

備考　産業廃棄物は、規則で定める受入基準に適合するものに限るものとする。

一部改正〔平成21年条例15号・26年７号・28年16号・31年18号〕